

第5章 進行管理

この章では、本計画を総合的・計画的に推進していくために必要な進行管理の体制や方策を明らかにします。

本計画を総合的かつ計画的に推進していくためには、市のみならず、市民及び事業者がそれぞれの役割を認識するとともに、各主体の協働のもと、本計画に掲げる取組を推進し、定期的にその結果を点検・評価しながら、より良い取組へとつなげていくことが重要です。

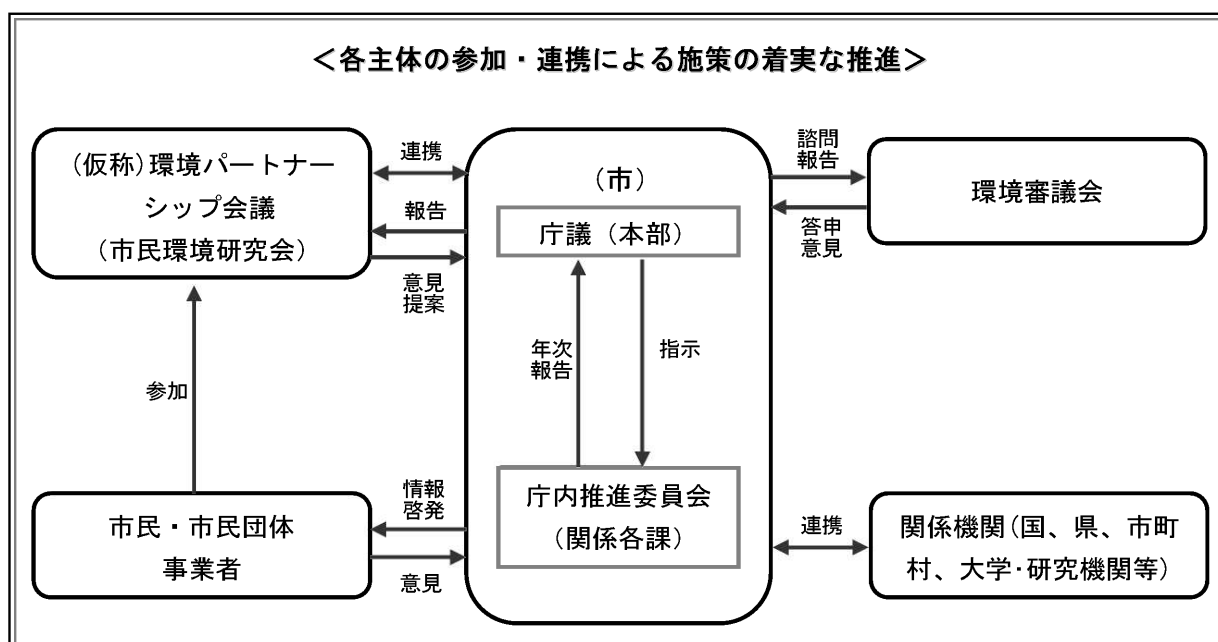
このような考えのもと、本計画では次のような体制・方策により継続的な進行管理を図っていきます。

1. 計画の推進体制

本計画を全庁的に推進していくため、本計画の庁内調整・協議組織であった職員環境研究会をベースとして「環境基本計画庁内推進委員会」を設置し、関係各課の連携及び施策の調整を図るとともに、本計画に掲げた施策の着実な推進及び進行管理を行っていきます。

また、市民、事業者の参加による計画推進のための協働体制を整備し、市民・市民団体、事業者及び市が一体となって本計画を推進していきます。

■環境基本計画の推進体制



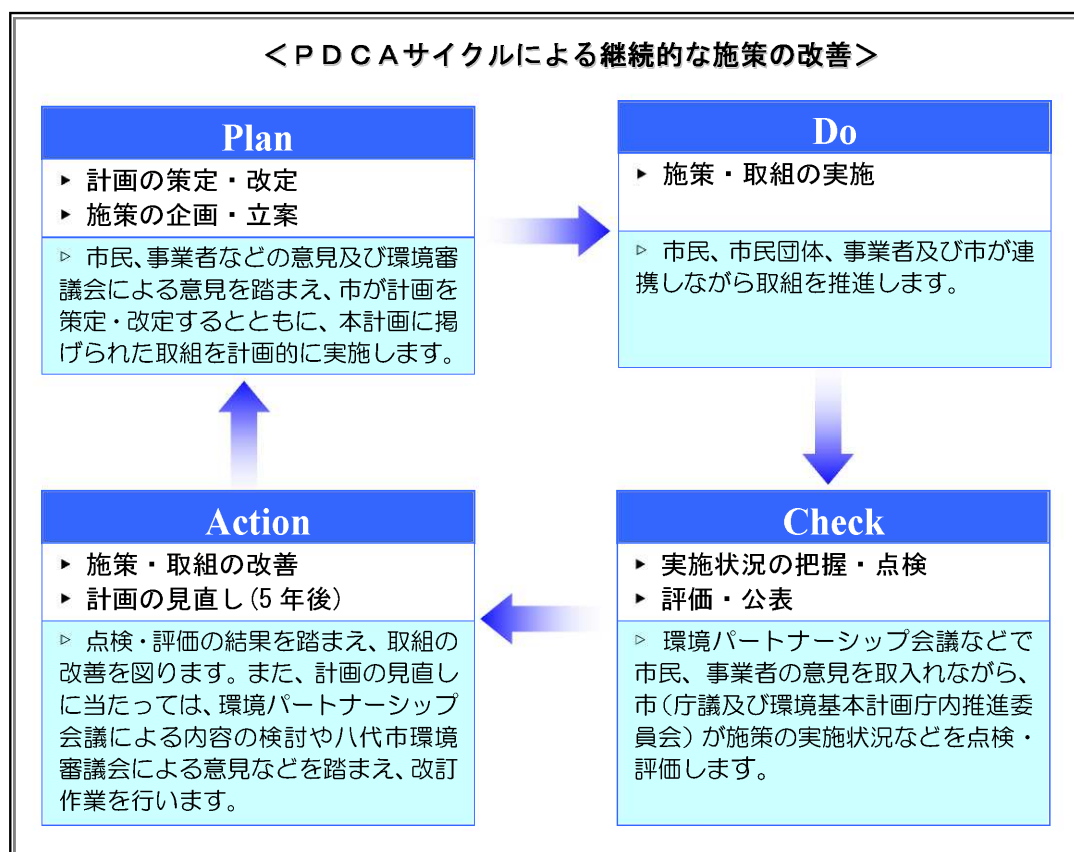
2. 計画の進行管理

環境マネジメントシステム（PDCA サイクル）の考え方に即し、毎年度点検及び評価を行いながら、目標の実現に向けた業務や施策の継続的な改善を図ります。

点検・評価に当たっては、事業目標や数値目標により、施策の方向性ごとに定性的・定量的に評価し、本計画の進捗状況などを明らかにするとともに、より客観的な評価を行う観点から、市民や事業者による意見を取り入れます。結果については、毎年度、八代市環境審議会に報告するとともに環境報告書などにより公表することとします。

また、概ね5年を目途とした、計画内容の全体的な点検・見直しの際には、前述の評価に加え、八代市環境審議会による意見などを踏まえ、施策の改善や計画内容の見直しを行うこととします。

■環境基本計画の進行管理



3. 関係機関及び各種計画との連携

地下水の保全、球磨川流域や八代海の保全・再生、酸性雨や地球温暖化対策など、広域的な取組が不可欠な分野については、国、県、近隣市町村などと連携しながら、対策を推進することとします。

また、今後策定・制定又は見直す関連計画・条例などについては、本計画に示された基本的な考え方や方針を踏まえたうえで策定するなど、本計画との整合性を確保することとします。

4. 財政措置

本計画に掲げた施策を着実に推進していくため、計画的な財政措置を講じます。